## モニタリング及び監査に関する手順書 変更一覧

| 変更箇所     | 変更前<br>2020 年 4 月 1 日改訂  | 変更後<br>2021 年4月1日改訂  | 変更理由      |
|----------|--|--|-----------|
| 4. (1) ① | その他について担当 CRC に連絡し了承及び直接閲覧室(非盲検の場合はミーティングルーム)の確保を確認する。   | その他について担当 CRC に連絡し了承及<br>び場所の確保を確認する。ただし、非盲<br>検担当 CRC が存在しない試験において非<br>盲検担当モニターがモニタリングを実<br>施する場合は治験薬管理補助者へ連絡<br>し了承及び場所の確保を確認する。 | 現状に合わせた記載 |
| 4. (2)   | 但し、非盲検モニターのモニタリングが<br>1時間以内で終了し、薬剤部内で済む場<br>合(電子カルテの閲覧および非盲検 CRC<br>の立ち会いを必要としない場合)は<br>事前に治験薬管理補助者である担当薬<br>剤師に実施の連絡をし、了承を得ていれば4の手順は不要。 | (削除)   | 現状に合わせ削除  |